

○国土交通省告示第二百九十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年二月十二日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事（山形県東根市大字羽入字縄目地内から同市大字羽入字峯崎地内まで及び同市大字長瀬字岡島地内から村山市大字河島字八反地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 山形県東根市大字荷口字北野、大字羽入字縄目、字草野、字中道、字河原田及び字峯崎、大字藤助新田字袋田、大字野田字シタ並びに大字長瀬字岡島、字下島、字西方、字沼田、字本楯、字沼袋及び字八反地内  
山形県村山市大字河島字八反及び大字大久保字寄込地内

- 2 使用の部分 山形県東根市大字荷口字北野及び大字羽入字縄目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、山形県東根市大字羽入字縄目地内の東根インターチェンジから尾花沢市大字尾花沢字下川原地内の尾花沢インターチェンジまでの延長23.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線（以下「本路線」という。）は、相馬市を起点とし、福島市、米沢市、南陽市、山形市等を経由して尾花沢市に至る延長約167kmの路線である。

本路線が通過する村山市、北村山郡大石田町及び尾花沢市（以下「本件地域」という。）は、すいかの主要な産地であるなど農業が盛んであり、生産された農産物は、主に本件区間とおおむね並行する一般国道13号（以下「現道」という。）を介して首都圏等へ出荷されている。

しかしながら現道は、物流等による通過交通に広く利用されるとともに、地域住民による地域内交通を担っていることから、地域内交通と通過交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は県道尾花沢大石田線～一般国道347号間で17,978台/日であり、混雑度は1.33となっている。

本件事業の完成により、供用予定である本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線等と連絡することで、山形県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間が現道の通過交通を分担することで、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である山形県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、東根インターチェンジから村山インターチェンジ（仮称）までの区間については平成8年3月に、村山インターチェンジ（仮称）から尾花沢インターチェンジまでの区間については平成8年11月に、それぞれ大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目におい

ても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成26年10月に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているイバラトミヨ雄物型及びアオヘリアオゴミムシ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているシジミガムシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、ゲンゴロウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコバノヒルムシロ及びキンランその他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が34箇所存在するが、このうち29箇所については既に発掘調査等が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る5箇所についても山形県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、山形県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的に、国土開発幹線自動車道建設法（昭和32年法律第68号）に基づく国土開発幹線自動車道として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第2級の規格に基づく4車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、東根インターチェンジから村山インターチェンジ（仮称）の区間については、平成8年5月21日に都市計画決定された都市計画と、村山インターチェンジ（仮称）から尾花沢インターチェンジの区間については、平成8年12月10日に都市計画決定された都市計画と、一部区間における構造形式、の

り面等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、山形県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備することにより物流の効率化等が図られるとともに、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、尾花沢市長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 山形県東根市役所及び村山市役所